

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等から身体の安全の確保を図るため、当該住宅の所有者が実施する防災ベッド等の設置に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震相談 鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱（平成7年11月1日施行）第2条に規定する耐震相談をいう。
- (2) 防災ベッド等 地震時に木造住宅の倒壊から、人命を保護するための装置で、別表に記載のある防災ベッド又は耐震シェルターをいう。

(補助対象事業)

**第3条** この要綱において、補助金の交付の対象となる事業は、次条に掲げる補助対象建築物に防災ベッド等を設置する事業とする。

(補助対象建築物)

**第4条** この要綱において、補助の対象となる建築物は、市内に存する木造建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築工事に着手した一戸建住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅であること。
- (2) 地上2階建以下の建築物（枠組壁工法又はプレハブ工法の住宅を除く。）であること。
- (3) 1階に防災ベッド等を設置できる住宅であること。
- (4) 鎌倉市の設置する相談窓口における耐震相談を利用していること。
- (5) 過去にこの要綱又は鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成19年6月1日施行）による補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

**第5条** この要綱において、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時に市内に補助対象建築物を所有し、かつ、居住していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(3) 交付決定通知日以降に事業に着手し、原則としてその年度の2月末日までに完了し、かつ、補助金の交付請求を行うことができること。

(補助対象経費)

**第6条** 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する費用から、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

2 補助対象建築物1棟につき、防災ベッドについては2台まで、耐震シェルターについては1部屋までのいずれかの設置に要する経費を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

**第7条** 補助対象事業を実施した者に対する補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。

ただし、防災ベッドについては補助限度額を1台当たり100,000円とし、耐震シェルターについては補助限度額を300,000円とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書又は固定資産(家屋)評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類

(3) 市税の納税証明書

(4) 防災ベッド等を設置する場所のわかる図面及び写真

(5) 補助対象経費のわかる見積書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

**第9条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、結果を鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の変更又は取下げ)

**第10条** 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場

合には、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の変更等）

**第11条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、変更の承認若しくは不承認又は取下げの承認を行い、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付決定（変更・取下げ）通知書（第4号様式）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知する。

（完了報告）

**第12条** 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、鎌倉市防災ベッド等設置事業完了報告書（第5号様式）に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象事業の完了後の写真
- （2） 補助対象事業に係る契約書等の写し及び領収書等の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第13条** 市長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金額確定通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の請求）

**第14条** 前条の通知を受け、補助金の支払いを受けようとする者は、請求金額、請求日等必要な事項をすべて記入した請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

**第15条** 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- （3） 市税を滞納したとき。
- （4） その他市長が不相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

**第16条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金返還命令書（第7号様式）により、

期限を定めてその返還を命じる。

(免責)

**第17条** この要綱に基づき実施された事業は、地震による既存木造住宅の倒壊時等に生命の保証をするものではなく、被害が発生しても市はその責を負わない。

(委任)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (平成31年 4月24日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

付 則 (令和 3年 3月31日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

付 則 (令和 8年 (2026年) 3月26日決裁)

この要綱は、令和 8年 (2026年) 4月 1日から施行する。

#### 別表

No.	分類	製品名称	製品会社名
1	防災ベッド	防災ベッド標準型 B B - 002	株式会社ニッケン鋼業
2	防災ベッド	介護用防災フレーム	
3	防災ベッド	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
4	防災ベッド	安心防災ベッド枠 B	
5	防災ベッド	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
6	防災ベッド	ウッド・ラック	新光産業株式会社
7	耐震シェルター	つみつくブロックシェルター	株式会社つみつく
8	耐震シェルター	耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
9	耐震シェルター	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	耐震シェルター	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマシ ョウ
11	耐震シェルター	鋼耐震	株式会社東武防災建設
12	耐震シェルター	剛建	有限会社宮田鉄工

13	耐震シェルター	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
14	耐震シェルター	シェルキューブ	株式会社デリス建築研 究所
15	耐震シェルター	シェルキューブR	
16	耐震シェルター	命守	株式会社青ヒバの会ネ ットワーク
17	耐震シェルター	ウッド・ラック ひのき庵	新光産業株式会社
18	耐震シェルター	減災寝室	有限会社扇光
19	耐震シェルター	パネル式耐震シェルター	S U S 株式会社
20	耐震シェルター	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会 社
21	耐震シェルター	耐震小型シェルター「構-k a m a e -」 テーブルタイプ	株式会社安信

第1号様式（第8条関係）  
第1号様式（第8条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所

申請者 氏名

電話

防災ベッド等設置事業費補助金の交付を受けたいので、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

建築物	所在地(地番)	鎌倉市	
	所有者の氏名		
防災ベッド等設置の概要	分類等 <sup>※1</sup>	<input type="checkbox"/> 防災ベッド( 台)	<input type="checkbox"/> 耐震シェルター
	製品名称		
	製品会社名		
	施工者名		
	施工者所在地		
	施工者電話番号		
補助金基本額	補助対象経費(税抜き) ①		円
	補助限度額 <sup>※2</sup> ②		円
	補助金基本額 (①と②のうち低い額) ③		円
補助金申請額			円
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等	
	<input type="checkbox"/> 市税の納税証明書	<input type="checkbox"/> 防災ベッド等を設置する場所のわかる図面及び写真	
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費のわかる見積書の写し	<input type="checkbox"/> その他( )	

※1 防災ベッドの設置については2台まで、耐震シェルターについては1部屋までのいずれかとする

※2 補助金額は、防災ベッドについては1台当たり100,000円、耐震シェルターについては300,000円を補助限度額とする

第2号様式（第9条関係）  
第2号様式（第9条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付決定通知書		
第 号 年 月 日		
様		
鎌倉市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
<p>年 月 日付けで申請のあった防災ベッド等設置事業費補助金の交付について次のとおり決定したので、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。</p>		
建築物	所在地(地番)	鎌倉市
	所有者の氏名	
決定区分	<input type="checkbox"/> 補助金を交付する <input type="checkbox"/> 補助金を交付しない	
交付決定額	円	
交付しない理由		
条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付（変更・取り下げ）申請書を市長に提出してください。</li> <li>2 事業が完了したときは、鎌倉市防災ベッド等設置事業完了報告書を市長に提出してください。</li> <li>3 交付決定通知日以降、原則としてその年度の2月末日までに事業を完了し、かつ補助金の請求をしてください。</li> <li>4 補助事業者等は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守してください。  <small>なお、補助事業等の実施に係る補助事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは、報告を行わなくてはなりません。</small> </li> </ol>	
備 考		

第3号様式（第10条関係）  
 第3号様式（第10条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付（変更・取下げ）申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>					
（宛先） 鎌倉市長  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</div> 申請者      氏名  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">電話</div>					
年      月      日付で補助金の交付決定を受けた防災ベッド等設置事業費補助金の（変更・取下げ）をしたいので、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。					
建築物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">所在地（地番）</td> <td style="padding: 5px;">鎌倉市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所有者の氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	所在地（地番）	鎌倉市	所有者の氏名	
所在地（地番）	鎌倉市				
所有者の氏名					
変更・取下げ区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ				
変更内容 又は 取下げの理由					
補助金申請額	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（                      円 →                      円 ）				

第4号様式（第11条関係）  
 第4号様式（第11条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付決定（変更・取下げ）通知書		
		第 号 年 月 日
様		
鎌倉市長		印
年 月 日付けで申請のあった防災ベッド等設置事業費補助金の交付（変更・取下げ）について次のとおり決定したので、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。		
建築物	所在地(地番)	鎌倉市
	所有者の氏名	
決定区分		<input type="checkbox"/> 変更を承認する <input type="checkbox"/> 変更を承認しない <input type="checkbox"/> 取下げを承認する
変更後の交付決定額		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（                      円 →                      円 ）
承認しない理由		

第5号様式（第12条関係）  
 第5号様式（第12条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業完了報告書		
年 月 日		
(宛先) 鎌倉市長  住所 申請者 氏名 電話		
年 月 日付けで補助金の交付（変更）の決定を受けた事業が完了したので、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。		
建築物	所在地(地番)	鎌倉市
	所有者の氏名	
事業実施期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
補助金交付決定額		円
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業完了後の写真 <input type="checkbox"/> 契約書等の写し並びに領収書等の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )

第6号様式（第13条関係）  
 第6号様式（第13条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金額確定通知書

第 号  
 年 月 日

様

鎌倉市長

印

年 月 日付けで完了報告のあった防災ベッド等設置事業費補助金について次のとおり補助金額が確定したので、鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

建築物	所在地(地番)	鎌倉市
	所有者の氏名	
補助金確定額		円
備考		

第7号様式（第16条関係）  
 第7号様式（第16条関係）

鎌倉市防災ベッド等設置事業費補助金返還命令書		
		第 号 年 月 日
様		
鎌倉市長		<input style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;" type="text" value="印"/>
年 月 日付けで金額の確定した補助金については、下記のとおり返還を命じます。		
建築物	所在地(地番)	鎌倉市
	所有者の氏名	
返 還 額		円
返 還 期 限		
返還する理由		